

第2次富岡市行政改革大綱の策定に関する提言書

平成21年12月17日

富岡市行政改革検討委員会

富岡市長 岩井 賢太郎 様

第2次富岡市行政改革大綱の策定に関する提言書

平成18年3月に旧富岡市及び旧妙義町の合併により新富岡市が発足し、新富岡市においては、合併前に引き続いて行政改革の推進及び市民サービスの向上に努めてきたところです。

また、平成19年3月には、富岡市行政改革大綱及びそれに基づく実施計画である集中改革プランが策定されました。市当局においては、これに基づく具体的な行政改革の取組みを行っておりますが、行政改革大綱及び集中改革プランは、平成21年度をもって計画年度が終了しようとしています。

この間、市長から委嘱を受けた、われわれ富岡市行政改革検討委員は、14名の委員による委員会において、市民の視点に立った行政サービス及び行財政改革のあり方についての協議・検討を重ね、本委員会としての意見を適宜市長あてに提出してきました。

さて、今般のアメリカにおける金融制度破綻に端を発する世界規模の経済不況下において、我が国においても輸出産業の不振と雇用の不安定化、環境問題、高齢化の進展など、国・地方を取巻く厳しい状況が続いています。また、私たち市民の身近な生活に関しても、地方分権の推進や道州制など地方制度のあり方や国と地方の役割分担が求められ、国政における政権交代とそれに伴う政策の変更、地方における公共事業等の休廃止などが議論され、国民が注目するところとなっています。

また、このような地方自治をめぐる環境の下で、市民サービスや福祉の向上に対応するには、これまでの経済成長と財源確保を基盤とする行政手法を再検討し、地域の実情に応じた新たな取組みを行うことが必要となっています。

そのためにも、行政改革の不断の実行により生み出される貴重な財源を確保し、政策を実行する際には市民が真に望む政策を優先し、効率的・効果的に執行することが重要です。

市長を本部長とする富岡市行政改革推進本部においては、新たに第2次富岡市行政改革大綱を策定し、引き続き行政改革に取組むことが決定されています。これを受けて、本委員会では、市当局によるこれまでの行政改革の取組みを検証、評価し、更なる行政改革推進を強く希望するため、新たな行政改革の取組みに対する意見を提出いたします。

平成21年12月17日

富岡市行政改革検討委員会

委員長 小林和美

副委員長 石井 理

委員 中西豊子

土屋みよ

茂木龍治

赤尾真一
畑村 繁
高橋勝子
木口恵美子
市川悦老
金井 茂
田口慎一郎
藤井和彦
熊倉浩靖

全般的な提言・意見について

現在、地方行政は、全国的な高齢化と少子化が急激に進む中で地域の社会構造が変化し、更に世界的大不況という大波の影響を受け、税収に直結する地域経済の長期的な低迷から脱却できないなど、財政的にも大変厳しい環境の中にあります。

富岡市においても、最優先されるべき財源の確保が十分に行われる保障や見通しが不透明な中では、十分な市民サービスの提供が行われることが困難な状況に陥ってしまう事態も予想されます。

また、地方分権の進展に伴う市役所業務の増加が見込まれる中で、行政のスリム化を図りながら市民サービスの質の確保を図ることが、緊急の課題として求められています。

このような中で、私たち市民は、将来の年金制度や受けられる医療、福祉サービスに関して不安な気持ちを抱きながら、この地域において生活基盤を求めざるを得ません。

第1次富岡市行政改革大綱では、市民との協働、行政経営の2つの視点から行財政改革を進めてきました。今般の第2次富岡市行政改革大綱の策定に当たっては、市行政当局が市民と政策の価値判断基準を共有し、相互理解と相互協力の下において、真に市民のためのサービスの提供と市民福祉の向上が図れる、「ふるさと富岡市」の構築に向けて、確実な取組みを行うことを要望いたします。

更に、行政改革を進めてゆく上で、市民に対して行政改革大綱の公表と周知、実施計画の進捗状況の報告に努められるようお願いいたします。

なお、行政改革の推進は、行政当局のみならず市民の代表である市議会においても取組みが必要なことは、論を待ちません。幸いにも、市議会には行政改革推進特別委員会が設置されていると聞いていますので、特に議員定数、報酬も含めた検討を期待しています。

市議会としても情報公開を積極的に行い、市民に親しまれる市議会・議員として、分かりやすい議会活動を行うとともに、機能・役割の強化を推進しつつ、議会組織とその運営の合理化に努められるよう、本委員会としての意見を付け加えておきます。

個別的な意見・要望について

満足度の高い市民サービスの提供

行政から市民へのサービス提供は、受ける立場である市民の要望に合致した内容・質・量でなくてはなりません。また、市民サービスの提供が必要な時期、満足度、方法等については、行政から提供を受ける立場にある市民の考えを尊重し、満足度をくみ取るべきです。

このため、市民サービスは、行政側から情報の提供・開示を広く行うこと及び市民満足度を高めるための一つの手法として、市民の要求するサービスについての調査が重要となっており、相互の考えや基準を調整するためにも、適切な時期において継続して行うことが必要です。

特に、市民と接することの多い市民課や税務課等の窓口、福祉・介護関係の窓口は、市民サービスについての評価を最も受けやすい部門で、ここが評価のひとつの基準になる場合が見受けられます。しかし、市民サービスは、窓口はもちろん市の全行政部門において行われるものであり、常に市民福祉の向上が図られる内容でなければなりません。必要なときに必要なサービスが行われることにより、行政に対する市民の信頼を得ることができます。

また、IT 技術の進展により、行政には電子自治体の構築が求められ、行政情報の発信や利用、恩恵について、年齢・経験を問わず利用できるよう、多様な機会を作ることが求められています。

そのためにも、市民サービスの現場にいる市職員の意識改革・能力向上を図り、業務執行の改善、効率化等を検討しながら、総合的な窓口サービスや情報発信についての検討など、市民と共に良い行政サービスのあり方を模索することが必要です。

市民と市行政当局との信頼関係の上に立った、満足度の高い行政サービスを望みます。

持続可能な行政経営

行政経営は、健全な財政基盤の確立の上に行われ、必要な政策が必要なときに実行されることが、結果として市民生活とその満足度に直接的に反映されます。

そのためには、市民生活と行政サービスのあり方について、長期的な行政運営のための財政健全化計画の作成と、事業の重点化や効率化、見直しを図るなどの取組みを構築する必要があり、地方を取巻く厳しい財政状況下においては、多様な歳入の確保と歳出のより一層の削減が引き続き求められています。

このため、歳入の確保においては、滞納の税金等を早期に徴収することや、各種使用料等の適切な負担を求めることが重要であり、歳出の面においては、行政サービスのあり方、執行の方法などを再検討し、民間における経営手法や能力活用をはじめとする、効率的な事業執行を図ることが重要です。

また、効率的な行政運営に資するためには、公共施設の有効な利活用を絶えず研究し、指定管理者制度導入の推進、不要となった施設等の財産を整理、統合、廃止することが求められます。

これらの施策を実行するに当たっては、市民との対話を積極的に進めながら、行政運営の

透明化と市民の信頼の上に立つ、持続可能な行政運営を望みます。

職員定数の管理と組織再編

行政から市民へのサービスは、市職員により直接的に行われることが基本となることは、今後も継続します。しかしながら、昨今の国及び地方をめぐる厳しい財政状況の中では、人件費及び職員定数の削減を進めながら、市民サービスの水準、質を落とさないようにバランスを図ることがますます重要となっています。

このような中で、市民が求めるサービスは、執行・対応する職員の姿勢や能力によって、満足度が上下しますので、職員の業務執行能力を開発する研修を進めながら、先進市の事例や民間経営の考え方を取入れた行政運営のあり方を検討し、市民要望に合致したサービスについての意識改革を進めることが必要となっています。

また、職員定数を削減してゆく中において、少数精鋭の職員による組織を再編するためには、職員のやる気を引き出すための人事評価制度の構築、職場環境の整備などが必要であり、全組織を挙げて組織管理と職員能力の向上に取り組むことが、緊急の課題となっています。

そのためには、行政の組織機構についても、持続的、効率的な行政運営を図るため検討を加え、併せて施設や事務事業の整理、統合等に取り組むための施設管理運営方針を作成する必要があります。

職員定数の管理と組織再編については、市民サービスが低下しないよう、時代の変化や市民ニーズに合わせて取り組むことを望みます。

実施計画について

第2次富岡市行政改革大綱に位置づけた実施計画については、第1次行政改革大綱に掲げた実施計画を引継ぐ内容が多数を占めています。行政改革は、継続することが必要であると同時に、基本的な取り組みのほかに、新たな視点に基づく多方面からの検討と取り組みが欠かせません。

また、実施計画に掲げられた事業のほかに、行政改革の観点から実施方法の見直しや事務の統合や廃止など、取組まなければならない事務事業が存在します。実施計画に掲げられた事業以外の事務事業についても、通常の業務執行の中で行政改革に掲げられた事業と同様に行政改革に取り組むことが欠かせません。

更に、事務事業の執行に当たっては、全ての担当において、行政改革に取り組む姿勢を強く持ち、PDCAサイクルの確立、行政評価の手法等により、絶えず計画の実行と効果、改善及び進行状況のチェックを行うことも重要です。

実施計画に掲げられた事業については、毎年度、目標や計画についての達成数値を公表するとともに、実施計画の着実な進行と成果の確保、数値目標の達成を要望します。

*** 結びに**

本委員会においては、第1次富岡市行政改革大綱及び集中改革プランの実施に当たり、そ

の取組みや効果などについて、本委員会において協議し、適宜提言を行ったほか、行政改革の趣旨にのっとり、本委員会の委員は、報酬を全て辞退するなど、行政改革の一助となるよう常に配意してきました。

また、このたびの第2次富岡市行政改革大綱及び同実施計画の原案策定にあたり、本委員会においては、市民福祉及び市民サービスの向上とその継続を念頭に置いて協議・検討を重ねてきました。

言うまでもなく、地方公共団体については、地方自治法の中に、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るため、地方公共団体は、住民福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と規定されています。

加えて、地方分権一括法の制定により、地方公共団体は、国と地方公共団体の役割分担を基本として、制度の策定及び施策の実施に当たっては、自主性及び自立性が十分に発揮できるようにしなければならないと、その責任が一層明確化されました。

このような地方自治の趣旨を踏まえ、富岡市においても、財政状況が悪化しつつある厳しい前提条件の下で、市民福祉とサービスの向上を目指す努力とその実施、効果が試されていますので、社会構造の変化に伴う新たな需要によるサービスを提供するにあたって、総合的な行政サービスに対応する柔軟な姿勢が必要不可欠となっています。

これまでの取組みに加えて、新しい行政サービスの環境を作り出す手法を模索することや、組織としての業務対応能力の向上を図ること、第1次富岡市総合計画に掲げられている市民協働の推進、行政の外部からの視点による事業仕分け、という新たな発想を取入れる必要があります。

更に、昨今の経済及び社会構造が変化する時期において、市職員の意識調査をすることによって、行財政改革の実行と意義、継続する必要性などについて、意識改革を進めることが出来ると考えています。この調査結果に基づき、市職員一人ひとりが日頃から創造性や向上心を意識しながら市民サービスに努め、事務事業を効果的に進めることを期待します。

加えて、将来の富岡市を担う子どもたちを教育する場においては、高齢化・少子化の進行という大きな変動を見据えたうえで、児童生徒数の変化に応じた小中学校の統廃合も含めて、計画的な協議・検討を加える状況に来ていると考えられます。

多くの市民から「富岡市に住んで良かった」と言っていただくためにも、市行政当局並びに市民を代表する議決機関である市議会が一丸となって行財政改革に取組み、将来にわたり健全な財政を確保し、富岡市にふさわしい行政サービスの推進と時代に合わせた施策のあり方を常に研究するなど、一步一步その歩みを着実に進めることが重要となっています。

このたびの第2次富岡市行政改革大綱及び同実施計画の策定にあたり、市民と行政との信頼関係が深まり、ふるさと富岡における市民福祉の向上が図られるよう、ここに本委員会としての意見を述べて、実りの多い第2次富岡市行政改革大綱と同実施計画が策定されるよう強く要望いたします。